

三豊市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例をここに公布する。

令和2年3月31日

三豊市長 山下 昭史

## 三豊市条例第3号

### 三豊市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進 に関する条例

私たちが充実した生活を送る上で、周りの人とコミュニケーションを図ることは、欠かすことのできないものである。

平成26年1月に国が批准した障害者の権利に関する条約において定義されたように、コミュニケーション手段は、音声言語、手話、文字表記、点字、拡大文字、平易な言葉など多様なものがある。しかしながら、本市においてはこのようなコミュニケーション手段に対する市民の理解が十分に進んでいるとはいえず、障がいのある人もない人もお互いにコミュニケーションを図ることの困難さを経験している。

また、私たちは、生活の様々な場面において、音声や文字などから情報を取得しているが、障がいのある人はその障がいの特性から情報の取得が十分にできないことがある。

そこで、コミュニケーションを円滑に行うこと及び十分な情報を取得することの重要性を再認識し、障がいのある人もない人もお互いの理解を深め、誰もが安心して暮らすことのできる社会を実現するため、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにすることにより、障がいのある人もない人も情報の取得及びコミュニケーションの困難の有無によって分け隔てられない共生社会を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (2) 情報保障 障がいのある人もない人と同等の情報を得ることができ、自ら選択する言語その他のコミュニケーション手段により円滑に情報を取得し、又は利用できる環境を整えることをいう。
  - (3) コミュニケーション手段 手話、触手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、情報通信機器の使用その他障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得又はコミュニケーションを図るための手段をいう。
  - (4) コミュニケーション支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、ガイドヘルパーその他障がいのある人のコミュニケーションを支援し、又は補助する者をいう。
  - (5) 社会的障壁 障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念等をいう。
  - (6) 合理的配慮 社会的障壁を取り除くことが必要とされる場合で、その実施に伴う負担が過重でないときに行われる適切な調整及び変更をいう。
  - (7) 市民 市の区域内に在住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
  - (8) 事業者 市の区域内において事業を行う個人又は団体若しくは法人をいう。
- (基本理念)

第3条 障がいのある人もない人も情報を取得し、及びコミュニケーションを円滑に行う権利は、最大限に尊重されなければならない。

2 情報保障並びにコミュニケーション手段の普及及び利用の促進は、障がいのある人とない人が互いの人格と個性を尊重することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解及び利用を促進するための施策並びに障がいのある人が安心して情報を取得し、コミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、その事業活動において、障がいのある人もない人も円滑に情報が取得でき、安心してコミュニケーション手段を選択し、かつ、利用できるようにするために合理的配慮を行うよう努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第7条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる施策を推進するものとする。

- (1) 情報取得及びコミュニケーションの保障について市民及び事業者の理解を深めるための施策
- (2) 障がいのある人もない人も安心してコミュニケーション手段を利用できる環境の整備に関する施策
- (3) コミュニケーション支援者の養成、研修、派遣及び設置に関する施策
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策を推進するときは、障がいのある人その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努めなければならない。

(財政上の措置)

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。